

# 調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

## 2 根拠法令

統計法（昭和22年法律第18号）（指定統計第13号）

統計法施行令（昭和24年政令第130号）

学校基本調査規則（昭和27年文部省令第4号）

## 3 調査の範囲

- (1) 学校教育法第1条による小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園
- (2) 同法第82条の2による専修学校
- (3) 同法第83条による各種学校
- (4) 同法第23条による不就学学齢児童及び第39条第3項による不就学学齢生徒

## 4 調査期日

平成19年5月1日現在

ただし、卒業後の状況調査に関しては、平成19年3月卒業者について、平成19年5月1日現在

## 5 調査方法・種類

- (1) 全数調査
- (2) 調査の種類及び調査事項

調査の種類	調査事項	申告者
学校調査	学校の名称、種類及び所在地、園児・児童生徒数、学科・課程又は学級に関する事項、教職員数、生徒の入学状況等	学校の長
卒業後の状況調査	学校の名称、種類及び所在地、卒業後の進学・就職等の状況等	学校の長
学校通信教育調査	学校の名称及び所在地、生徒の在籍状況、学科・課程に関する事項、教職員数、生徒の入学・退学及び単位修得の状況等	学校の長
不就学学齢児童生徒調査	教育委員会の名称及び所在地、学齢児童生徒の就学免除及び猶予の状況、1年以上居所不明者数、平成18年度間の死亡者数	市町村教育委員会
学校施設調査	学校の名称、種類及び所在地、学校建物面積及び学校土地面積	設置者

## 6 本年度調査の変更点

### (1) 学校調査票（小学校）

- ・ 「6 教員数」に「(再掲) 市町村費負担の教員」を追加する。
- ・ 「7 職員数」の「吏員相当者」と「吏員相当者に準ずる者」を廃止し、「事務職員」とする。
- ・ 「7 職員数」の「市町村費支弁の教員」を「6」以外の教員」と変更する。
- ・ 「9「6」の本務者のうち教務主任等の数」の「盲学校・聾学校・養護学校」を「特別支援学校」と変更する。

### (2) 学校調査票（中学校）

- ・ 「7 教員数」に「(再掲) 市町村費負担の教員」を追加する。
- ・ 「8 職員数」の「吏員相当者」と「吏員相当者に準ずる者」を廃止し、「事職職員」とする。
- ・ 「8 職員数」の「市町村費支弁の教員」を「7」以外の教員」と変更する。
- ・ 「10「7」の本務者のうち教務主任等の数」の「盲学校・聾学校・養護学校」を「特別支援学校」と変更する。

### (3) 学校調査票（高等学校）（2－1）

- ・ 「19 職員数」の「吏員相当者」と「吏員相当者に準ずる者」を廃止し、「主事・主事補等」とする。

### (4) 学校調査票（中等教育学校）（2－1）

- ・ 「11 職員数」の「吏員相当者」と「吏員相当者に準ずる者」を廃止し、「事務職員」とする。
- ・ 「13「10」の本務者のうち教務主任等の数」の「盲学校・聾学校・養護学校」を「特別支援学校」と変更する。

### (5) 学校調査票（特別支援学校）（4－1）

- ・ 「3 学校種別」を削除し、「4 設置者別」、「5 本校分校別」をそれぞれ「3 設置者別」、「4 本校分校別」と変更する。
- ・ 「5 障害種別」を追加する。
- ・ 「7 職員数」の「吏員相当者」と「吏員相当者に準ずる者」を廃止し、「事務職員」とする。
- ・ 「10「6」の本務者のうち教務主任等の数」の「盲学校・聾学校・養護学校」を「特別支援学校」と変更する。
- ・ 「22 担当障害種別教員数」を追加する。

### (6) 学校調査票（特別支援学校）（4－2）

- ・ 「15（1）小学部の学級別在学者数」の「障害種別」の「盲」、「聾」を、それぞれ「視覚障害」、「聴覚障害」と変更する。

- (7) 学校調査票（特別支援学校）（4－3）
- ・ 「15（2）中学部の学級別在学者数」及び「15（3）幼稚部の学級別在学者数」の「障害種別」の「盲」，「聾」を，それぞれ「視覚障害」，「聴覚障害」と変更する。
- (8) 学校調査票（特別支援学校）（4－4）
- ・ 「15（4）高等部の学級別在学者数」の「障害種別」の「盲」，「聾」を，それぞれ「視覚障害」，「聴覚障害」と変更する。
- (9) 学校通信教育調査票（高等学校）（2－1）
- ・ 「15 職員数」の「吏員相当者」と「吏員相当者に準ずる者」を廃止し，「主事・主事補等」とする。
- (10) 不就学学齢児童生徒票
- ・ 「4 理由別就学免除者及び就学猶予者数」の「盲」，「聾」を，それぞれ「視覚障害」，「聴覚障害」と変更する。
- (11) 学校施設調査票（高等学校等）
- ・ 「5 学校種別」の「4 盲学校」，「5 聾学校」，「6 養護学校」を削除し，「4 特別支援学校」とする。また，それに伴い「7 幼稚園」以下，学校種別番号を繰り上げる。
- (12) 卒業後の状況調査票（中学校）
- ・ 「7 進路別卒業生数」，「8 「7」卒業生総数のうち75条の学級卒業生の進路状況」，「9 「7」の卒業生のうち高等学校（本科）等への入学志願者数」の「盲学校・聾学校・養護学校」を「特別支援学校」と変更する。
- (13) 卒業後の状況調査票（高等学校 全日制・定時制）（4－1）
- ・ 「9 進路別卒業生数」の「盲学校・聾学校・養護学校」を「特別支援学校」と変更する。
- (14) 卒業後の状況調査票（高等学校 通信制）（3－1）
- ・ 「6 進路別卒業生数」の「盲学校・聾学校・養護学校」を「特別支援学校」と変更する。
- (15) 卒業後の状況調査票（中等教育学校 前期課程・後期課程（全日制・定時制））（5－1）
- ・ 「6 進路別卒業生数」，「7 「6」修了生総数のうち75条の学級修了者の進路状況」，「8 「6」の修了者のうち高等学校（本科）等への入学志願者」の「盲学校・聾学校・養護学校」を「特別支援学校」と変更する。

- (16) 卒業後の状況調査票（中等教育学校 前期課程・後期課程（全日制・定時制）  
（5-2）
- ・ 「8 進路別卒業生数」の「盲学校・聾学校・養護学校」を「特別支援学校」と変更する。
- (17) 卒業後の状況調査票（特別支援学校 中学部）
- ・ 「6 進路別卒業生数」, 「7 「6」の卒業生総数のうち高等学校（本科）等への入学志願者数」の「盲学校・聾学校・養護学校」を「特別支援学校」と変更する。
- (18) 卒業後の状況調査票（特別支援学校 高等部）（3-1）
- ・ 「7 進路別卒業生数」の「盲学校・聾学校・養護学校」を「特別支援学校」と変更する。

## 7 利用上の注意

- (1) 本報告書中の構成比は、四捨五入によって算出しているため、合計の数字と内訳が一致しないこともある。
- (2) 本報告書中の記号は、次のとおりとする。

『 - 』	係数が『0』の場合
『0.0』	係数が単位未満の場合
『・・・』	係数出現があり得ない場合、又は調査対象とならなかった場合
『△』	減少の場合
『ポイント』	%と%の差

- (3) 数値は県の集計値であり、文部科学省が発表する数値が確定値となる。

## 【用語の説明】

<p>〔学校調査〕</p> <p>併置</p> <p>協力校</p> <p>単式学級</p> <p>複式学級</p> <p>75条の学級</p> <p>負担法</p> <p>休職者</p> <p>長期欠席者</p>	<p>全日制と定時制の両方の課程を設置している学校をいう。</p> <p>高等学校通信教育規定第3条により、通信制を置く高等学校の行う通信教育について協力をする高等学校をいう。</p> <p>1学年の児童・生徒で編成されている学級をいう。</p> <p>2以上の学年の児童・生徒で編成されている学級をいう。</p> <p>学校教育法第75条第1項各号（知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者等）に該当する児童・生徒で編成されている学級をいう。</p> <p>「市町村立学校職員給与負担法」をいう。同法第1条において、市町村立小学校・中学校・中等教育学校前期課程及び特別支援学校の校長・教頭・教諭・養護教諭・栄養教諭・助教諭・養護助教諭・寄宿舎指導員・講師・学校栄養職員及び事務職員の給料その他の手当等とは、都道府県の負担とすることになっている。</p> <p>休職の発令があった者をいう。</p> <p>平成19年3月31日現在の在学者のうち、前年度間（平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間）に連続又は継続して30日以上欠席した児童・生徒をいう。</p> <p>① 病気…本人の心身の故障、けが等</p> <p>② 経済的理由…家計が苦しく教育費が払えない等</p> <p>③ 不登校…心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者 （学校生活上の影響、あそび・非行、無気力、不安など情緒的混乱、意図的な拒否、及びこれらの複合等）</p> <p>④ その他…上記に該当しない者（親の教育無理解無関心、家族の介護、家事手伝い、外国での長期旅滞在、国内外への旅行、及び欠席理由が2つ以上あり主たる理由を特定できない等）</p>
---	--

〔卒業後の状況調査〕	
高等学校等進学者	中学校，特別支援学校中学部，中等教育学校前期課程の卒業者のうち，高等学校の本科（全日制・定時制及び通信制）及び別科，中等教育学校後期課程の本科及び別科，高等専門学校，及び特別支援学校高等部の本科及び別科へ進学した者，及び進学しかつ就職した者をいう。
大学等進学者	高等学校，特別支援学校高等部，中等教育学校後期課程の卒業者のうち，大学（学部），短期大学（本科），大学及び短期大学の通信教育部（正規の課程），放送大学（全科履修生），大学及び短期大学（別科），高等学校（専攻科），及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者，及び進学しかつ就職した者をいう。
専修学校（高等課程）進学者	中学校等卒業者のうち，専修学校の高等課程（中学校卒業程度を入学資格とする課程）へ進学した者及び進学しかつ就職した者をいう。
専修学校（専門課程）進学者	高等学校等卒業者のうち，専修学校の専門課程（高等学校卒業程度を入学資格とする課程で，通常専門学校と称する）へ進学した者又は進学しかつ就職した者をいう。
専修学校（一般課程）等入学者	専修学校の一般課程又は各種学校（予備校等），高等学校等卒業者においてはそれに加え専修学校高等課程へ進学した者及び進学しかつ就職した者をいう。
公共職業能力開発施設等入学者	国・都道府県・市町村・雇用促進事業団が職業訓練を行うために設置した施設（職業訓練校・高等職業訓練校・職業訓練短期大学・技能開発センター等）に入学した者をいう。
就職者	中学校等卒業者においては「高等学校等進学者」「専修学校（高等課程）進学者」「専修学校（一般課程）等入学者」「公共職業能力開発施設等入学者」以外で就職した者をいい，高等学校等卒業者においては「大学等進学者」「専修学校（専門課程）進学者」「専修学校（一般課程）等入学者」「公共職業能力開発施設等入学者」以外で就職したものをいう。 (臨時的な仕事に就いた者を除く)
一時的な仕事に就いた者	アルバイト，パート等，臨時的な収入を目的とする仕事に就いた者をいう。

<p>左記以外の者</p> <p>〔不就学学齢児童生徒調査〕</p> <p>不就学学齢児童生徒</p>	<p>家事手伝いをしている者、外国の学校等に入学した者及び進路が未定であることが明らかな者をいう。</p> <p>学校教育法第22条及び第39条で保護者が就学させなければならない子女のうち、病弱・発育不完全その他やむを得ない理由のため就学困難と認められ、市町村教育委員会によって就学義務を猶予又は免除されている者をいう。</p>
---	--

### 【専修学校と各種学校の違い】

区 分	専 修 学 校	各 種 学 校
修 業 年 限	1年以上	1年以上。ただし、簡易に修得できる技術、技芸等の課程については3か月以上1年未満とすることができる。
授 業 時 間	1年間にわたり、学科ごとに800時間以上であること。ただし、夜間学科等にあつては、修業年限に応じて450時間以上とすることができる。	1年以上の場合は、1年間にわたり680時間以上、1年未満の場合にあつては、その修業期間に応じて授業時間数を減じて定めるものとする。
そ の 他	教育を受ける者が常時40人以上	なし

## 【本年度の新設・廃止校】

	〔新設〕	〔廃止〕	
小学校	富谷町立成田小学校	松島町立松島第三小学校 松島町立松島第四小学校 南三陸町立藤浜小学校	
中学校	大和町立大和中学校	丸森町立筆甫中学校 大和町立吉岡中学校 大和町立吉田中学校 大和町立鶴巣中学校 大和町立落合中学校	} 大和町立大和中学校へ統合
高等学校		宮城県築館高等学校瀬峰校	
幼稚園		松島町立松島第三幼稚園 松島町立松島第四幼稚園 岩切八坂幼稚園 気仙沼和光幼稚園	
専修学校	仙台医健専門学校 仙台コミュニケーションアート専門学校	宮城県総合衛生学院 専門学校曾根きもの文化学院 杜の都ビジネス専門学校	
各種学校		仙台中央タイピスト学校 東北音楽学校 若葉編物技芸学院 大内料理学院 宮城編物築館学院 佐沼編物技芸学校	